

保健医療機関における書面掲示

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組等を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方を行う場合があります。

●明細書発行体制等加算

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称、行われた検査の名称などが記載されます。

●生活習慣病管理料

当院では、糖尿病・高血圧・脂質異常症を主にかかっておられる患者様に対して生活習慣病管理料Ⅱを算定しています。

① 28 日以上 of 長期投薬が可能です。

② リフィル処方箋※の発行が可能です。

これらは、主治医の医学的判断が必要です。詳細は主治医と相談ください。

※リフィル処方箋とは、症状が落ち着いている患者様に対して、一定期間に繰り返し使用できる処方箋のことです。

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来及び在宅医療を実施している医療機関において勤務する医療関係職種の賃金の改善を実施している場合に算定されます。

2025 年 5 月

大阪みなみ医療福祉生活協同組合
阪南医療生協診療所